

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、条例等に基づき、国民健康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、国民健康保険税の賦課を行う。 1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う国民健康保険加入者の資格管理 2. 資格確認書、資格情報のお知らせ、高齢受給者証、限度額適用認定証等の発行及び送付 3. 各種保険給付の決定及び通知 4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正及び通知 5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知
③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム 6. 宛名管理システム 7. 税宛名管理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 医療保険者等向け中間サーバー等 11. 国保総合(国保集約)システム 12. 住登外者宛名番号管理機能システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項及び44の項 〈オンライン資格確認〉 ・番号法第9条第1項 別表24の項及び44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] 〈選択肢〉 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8項に基づく主務省令」という。)第2条の表69、70、71の項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項</p> <p><オンライン資格確認> ・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p><公金受取口座照会の根拠> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>(資格及び給付に関すること)健康こども部保険年金課 (賦課に関すること)税務部税務課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6558</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>(資格及び給付に関すること) 滝沢市 健康こども部保険年金課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6528</p> <p>(賦課に関すること) 滝沢市 税務部税務課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6570</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のないものの特定期間情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書庫に保管することを徹底し、USBメモリは使用の都度に内部のデータを完全消去する。 ・廃棄書類は特定個人情報は事前に仕分けをし、チェックし封印の上、直接廃棄場に持ち込み処分している。 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・既存が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>また、他機関における滅失事案(書棚の整理の際に、職員から提出された特定個人情報が記録された申請書等を綴った文書ファイルの紛失が発覚した事案。年度末の不要文書の廃棄作業の前に、誤廃棄したと思われる。)を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書庫に保管することを徹底し、USBメモリは使用の都度に内部のデータを完全消去する。 USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 <p>を徹底する運用としている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	(資格及び給付に関すること)保険年金課長 櫻田 光政 (賦課に関すること)税務課長 井上 久	(資格及び給付に関すること)保険年金課長 館澤 俊幸 (賦課に関すること)税務課長 井上 久	事後	国保総合(国保集約)システム導入に伴い、変更したものの。
平成28年4月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム 6. 宛名管理システム 7. 税宛名管理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム 6. 宛名管理システム 7. 税宛名管理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 国保総合(国保集約)システム	事前	国保総合(国保集約)システム導入のため。
令和1年6月30日	I 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(資格及び給付に関すること) 保険年金課長 館澤 俊幸 (賦課に関すること) 税務課長 井上 久	課長	事後	様式変更により訂正したものの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年4月1日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したものの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	平成29年4月1日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したものの。
令和1年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	滝沢市役所 企画総務部人事課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558	事後	課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したものの。
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6530	事後	直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したものの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	IV.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。
令和2年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月31日時点	令和2年10月31日時点	事前	再評価実施により再度実施したもの。
令和2年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	再評価実施により再度実施したもの。
令和3年5月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び条例等に基づき、国民健康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、国民健康保険税の賦課を行う。 1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う国民健康保険加入者の資格管理 2. 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の発行及び送付 3. 各種保険給付の決定及び通知 4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正及び通知 5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知	国民健康保険法及び条例等に基づき、国民健康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、国民健康保険税の賦課を行う。 1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う国民健康保険加入者の資格管理 2. 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の発行及び送付 3. 各種保険給付の決定及び通知 4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正及び通知 5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知	事後	評価書の見直しにより修正したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号別表第二を基に滝沢市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 		
令和3年5月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム 6. 宛名管理システム 7. 税宛名管理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 国保総合(国保集約)システム	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム 6. 宛名管理システム 7. 税宛名管理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 医療保険者等向け中間サーバー等 11. 国保総合(国保集約)システム	事後	評価書の見直しにより修正したものの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の16、30項	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務奨励で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第16条及び第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項別表第一の16の項及び30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	評価書の見直しにより修正したものを。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月11日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号 ・別表第二の1、2、3、4、5、6、11、14、17、22、26、27、28、29、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の27、42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第26条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	評価書の見直しにより修正したものの。
令和3年5月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	(資格及び給付に関すること) 滝沢市役所 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6528 (賦課に関すること) 滝沢市役所 企画総務部税務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6570	(資格及び給付に関すること) 滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6528 (賦課に関すること) 滝沢市 企画総務部税務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6570	事後	評価書の見直しにより修正したものの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号別表第二の27、42、43、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第26条の2 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p><オンライン資格確認の準備事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二の27、42、43、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第26条の2 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p><オンライン資格確認の準備事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1..対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年7月31日時点	事後	番号法の改正に伴う修正により再度実施したもの。
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者人数	令和2年4月1日時点	令和3年7月31日時点	事後	番号法の改正に伴う修正により再度実施したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	<p>“国民健康保険法及び条例等に基づき、国民健康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、国民健康保険税の賦課を行う。</p> <p>1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う国民健康保険加入者の資格管理</p> <p>2. 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の発行及び送付</p> <p>3. 各種保険給付の決定及び通知</p> <p>4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正及び通知</p> <p>5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知 □</p>	<p>“国民健康保険法及び条例等に基づき、国民健康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、国民健康保険税の賦課を行う。</p> <p>1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う国民健康保険加入者の資格管理</p> <p>2. 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の発行及び送付</p> <p>3. 各種保険給付の決定及び通知</p> <p>4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正及び通知</p> <p>5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知 □</p>	事後	公金受取口座の情報照会開始に伴い変更したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号別表第二を基に滝沢市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号別表第二を基に滝沢市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	<p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>・国民健康保険の給付業務において被保険者等の公金受取口座情報を利用するために、国保事務処理標準システムを用いて情報提供ネットワークシステムに接続し、デジタル庁が保有する公金受取口座情報を取得する。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二の27、42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第26条の2 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二の27、42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第26条の2 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 	事後	<p>公金受取口座の情報照会開始に伴い変更したもの</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p><オンライン資格確認の準備事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号 	<p><オンライン資格確認の準備事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号 		
令和5年2月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	公金受取口座の情報照会開始に係る再評価の実施
令和5年2月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和3年7月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	公金受取口座の情報照会開始に係る再評価の実施
令和5年2月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和3年7月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	公金受取口座の情報照会開始に係る再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第一の16の項及び30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第一の16の項及び30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	事前	令和6年4月予定の国保情報集約システム機器更改を踏まえた再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二の27、42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第26条の2 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二の27、42、43、44、45、121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第59条の4 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 	事前	令和6年4月予定の国保情報集約システム機器更改を踏まえた再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p><オンライン資格確認の準備事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第14号 	<p><オンライン資格確認の準備事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <p><公金受取口座照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第14号 		
令和5年10月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事前	令和6年4月予定の国保情報集約システム機器更改を踏まえた再評価の実施
令和5年10月31日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事前	令和6年4月予定の国保情報集約システム機器更改を踏まえた再評価の実施
令和7年3月25日	<p>I 関連情報</p> <p>1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p>	<p>国民健康保険法及び条例等に基づき、国民健康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、国民健康保険税の賦課を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う国民健康保険加入者の資格管理 2. 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の発行及び送付 3. 各種保険給付の決定及び通知 4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正及び通知 5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知 	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、条例等に基づき、国民健康保険加入者の資格管理及び各種保険給付、国民健康保険税の賦課を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転出入や出生死亡、社会保険離脱等に伴う国民健康保険加入者の資格管理 2. 資格確認書、資格情報のお知らせ、高齢受給者証、限度額適用認定証等の発行及び送付 3. 各種保険給付の決定及び通知 4. 国民健康保険税の賦課決定又は賦課更正及び通知 5. 国民健康保険税の減免又は免除の決定及び通知 	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム 6. 宛名管理システム 7. 税宛名管理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 医療保険者等向け中間サーバー等 11. 国保総合(国保集約)システム	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 国民健康保険税システム 4. 共通基盤連携サーバー 5. 住民基本台帳システム 6. 宛名管理システム 7. 税宛名管理システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 中間サーバー 10. 医療保険者等向け中間サーバー等 11. 国保総合(国保集約)システム 12. 住登外者宛名番号管理機能システム	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条及び第24条 <オンライン資格確認の準備業務> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第一の16の項及び30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の24の項及び44の項 <オンライン資格確認> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表24の項及び44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の27、42、43、44、45、121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2、第26条、第59条の4 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座照会の根拠> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8項に基づく主務省令」という。)第2条の表69、70、71の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 <オンライン資格確認> ・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座照会の根拠> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	(資格及び給付に関すること)健康福祉部保険年金課 (賦課に関すること)企画総務部税務課	(資格及び給付に関すること)健康こども部保険年金課 (賦課に関すること)税務部税務課	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ請求先	(資格及び給付に関すること) 滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6528 (賦課に関すること) 滝沢市 企画総務部税務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6570	(資格及び給付に関すること) 滝沢市 健康子ども部保険年金課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6528 (賦課に関すること) 滝沢市 税務部税務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6570	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I しきい値判断項目 1 対象人数	1,000人以上1万人未満 (令和5年8月31日時点)	1,000人以上1万人未満 (令和6年8月31日時点)	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	I しきい値判断項目 2 取扱者数	500人未満 (令和5年8月31日時点)	500人未満 (令和6年8月31日時点)	事前	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	-	<p>十分である 【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のないものの特定期間情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書庫に保管することを徹底し、USBメモリは使用の都度に内部のデータを完全消去する。 ・廃棄書類は特定個人情報は事前に仕分けをし、チェックし封印の上、直接廃棄場に持ち込み処分している。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	IV リスク対策 11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	<p>【最も優先度が高いと考えられる対策】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>【当該対策は十分か【再掲】】 2) 十分である</p> <p>【判断の根拠】 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・既存が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>また、他機関における滅失事案(書棚の整理の際に、職員から提出された特定個人情報が記録された申請書等を綴った文書ファイルの紛失が発覚した事案。年度末の不要文書の廃棄作業の前に、誤廃棄したと思われる。)を踏まえ、 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書庫に保管することを徹底し、USBメモリは使用の都度に内部のデータを完全消去する。 USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。</p> <p>・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正